

警察常任委員会資料
令和8年2月13日

重要犯罪の情勢とその対策について



警察本部

目 次

第 1 犯罪情勢等.....	3
1 刑法犯認知・検挙状況.....	3
2 重要犯罪の認知・検挙状況等.....	4
(1) 重要犯罪.....	4
(2) 殺人.....	4
(3) 強盗.....	5
(4) 放火.....	6
(5) 性犯罪.....	6
(6) 略取誘拐.....	9
第 2 検挙対策等.....	10
1 捜査力の強化.....	10
(1) 機動的な捜査活動.....	10
(2) 重大事件に発展させないための捜査の徹底.....	10
(3) 現場鑑識活動の強化.....	11
(4) 未解決重要事件に対する捜査の強化.....	12
2 科学技術の活用.....	13
(1) DNA型鑑定.....	13
(2) 情報分析.....	13
(3) 防犯カメラの活用.....	13
(4) 先端技術の活用.....	14
第 3 刑事捜査員の育成.....	15
1 刑事専務員任用制度.....	15
2 捜査員の育成、教養.....	15

※ 資料中の統計数値は、令和 6 年までのものは確定値、令和 7 年 12 月末のものは暫定値（未遂犯を含む。）である。

※ 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため、合計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

第1 犯罪情勢等

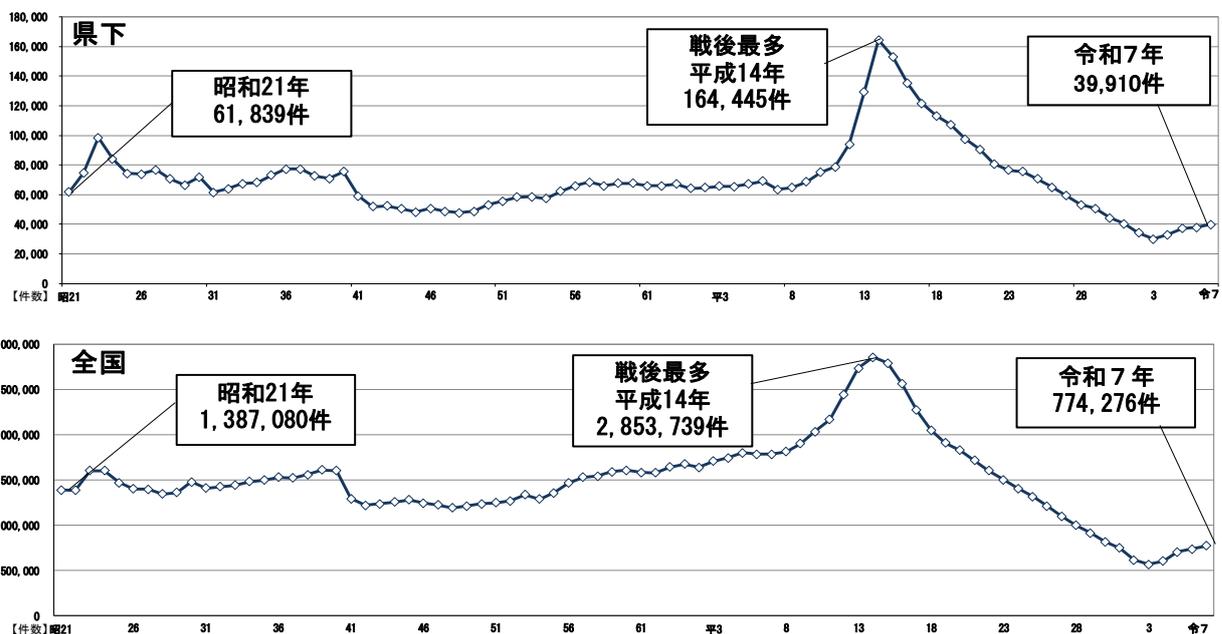
1 刑法犯認知・検挙状況

全国及び県下における刑法犯認知件数（昭和21年～令和7年）は、平成14年に戦後最多を記録して以降減少を続け、令和3年中は戦後最少となったが、令和4年に20年ぶりに増加に転じ、令和7年中は、39,910件（前年対比+2,093件）で全国で7番目に多い。

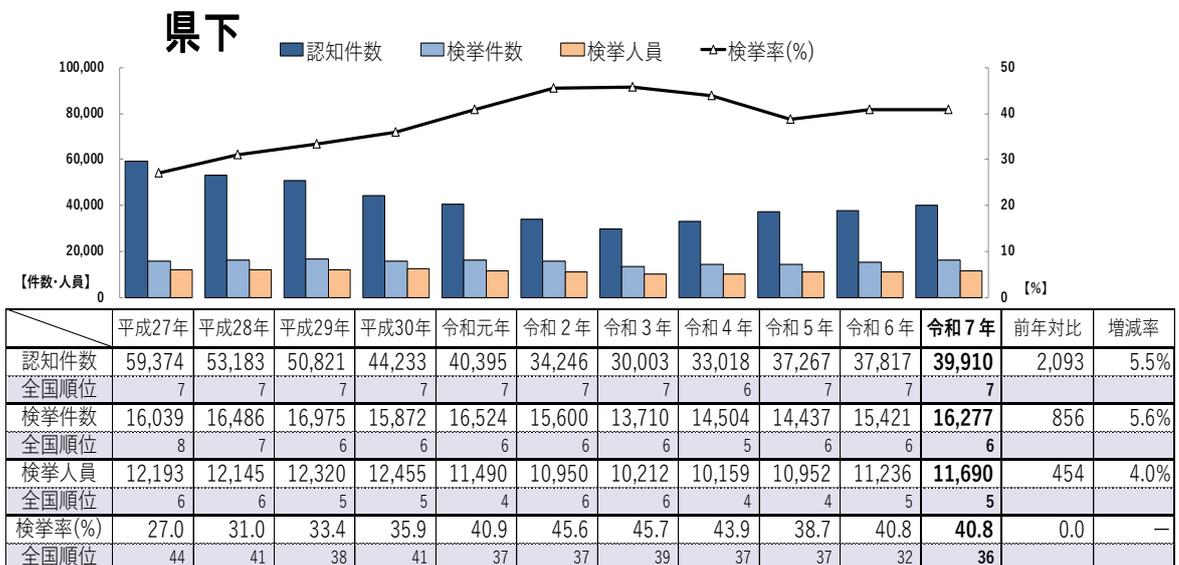
県下における刑法犯検挙件数は、平成28年以降増減を繰り返し、令和7年中は、16,277件（前年対比+856件）となった。

刑法犯検挙人員は11,690人（前年対比+454件）となった。

【刑法犯認知件数の推移（昭和21年～令和7年）】



【刑法犯認知・検挙状況（過去10年推移）】



2 重要犯罪の認知・検挙状況等

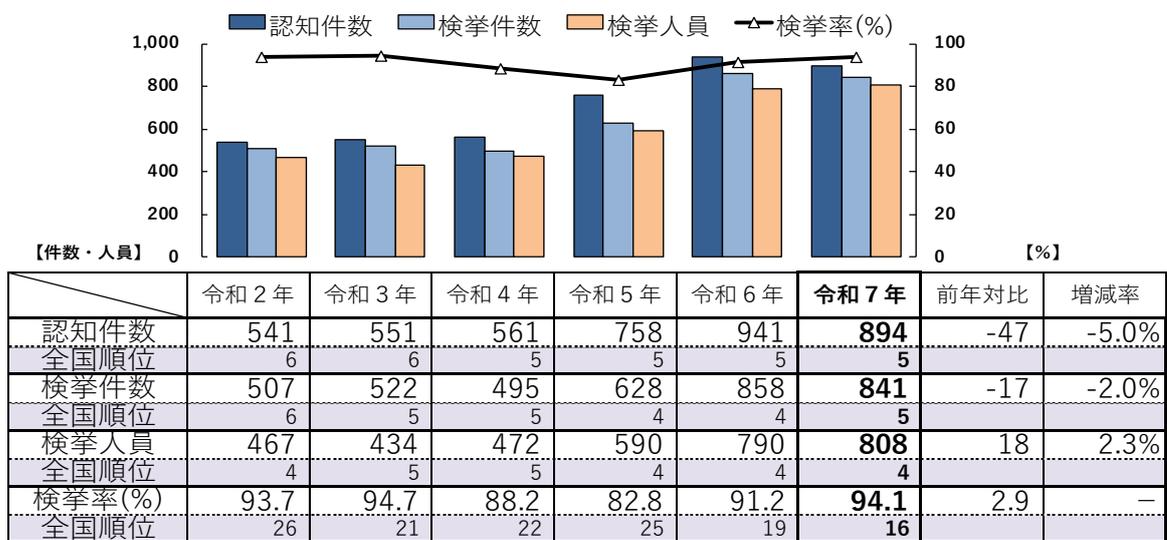
重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、不同意わいせつをいう。

(1) 重要犯罪

県下の重要犯罪の認知件数は前年より減少しているものの、高水準で推移し、令和7年中は894件（前年対比-47件）となり、全国で5番目に多い。

検挙件数は841件（前年対比-17件）、検挙人員は808人（前年対比+18人）となった。

【重要犯罪認知・検挙状況（過去5年推移）】

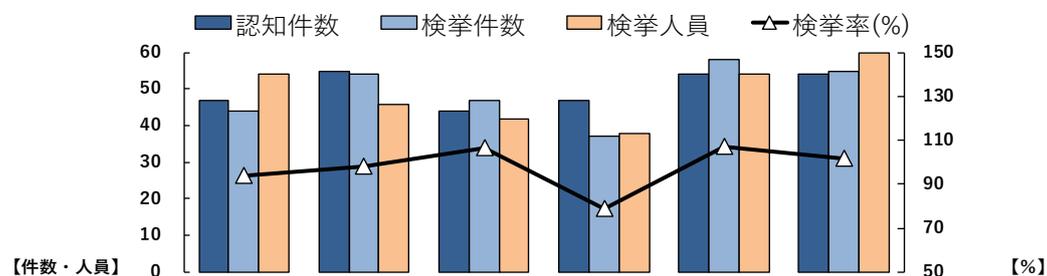


(2) 殺人

ア 情勢

県下の殺人の認知件数は、40件から50件台で推移しており、令和7年中は54件（前年対比±0件）となり、全国で5番目に多い。

【殺人認知・検挙状況推移（過去5年）】

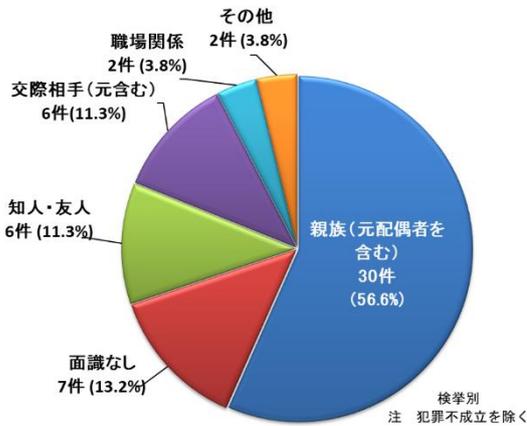


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年対比	増減率
認知件数	47	55	44	47	54	54	0	0.0%
全国順位	7	5	7	6	6	5		
検挙件数	44	54	47	37	58	55	-3	-5.2%
全国順位	7	6	6	8	5	5		
検挙人員	54	46	42	38	54	60	6	11.1%
全国順位	5	7	7	7	6	4		
検挙率(%)	93.6	98.2	106.8	78.7	107.4	101.9	-5.5	-
全国順位	37	38	8	43	7	13		

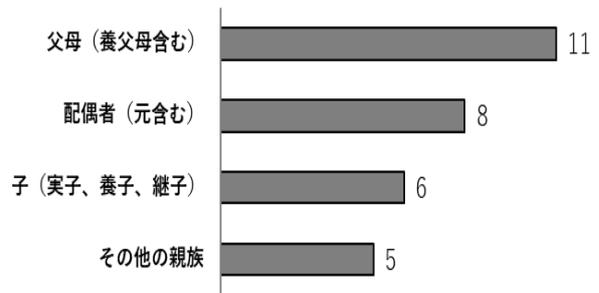
イ 被疑者と被害者の関係

被害者との関係を被疑者の立場から見ると、親族（元配偶者を含む）が最も多く、次いで面識なし、知人・友人となり、親族間においては父母（養父母を含む）が最も多い。

【被疑者と被害者の関係（令和7年）】



親族間における被害者との関係 (令和7年)



ウ 検挙事例

神戸市中央区における殺人事件

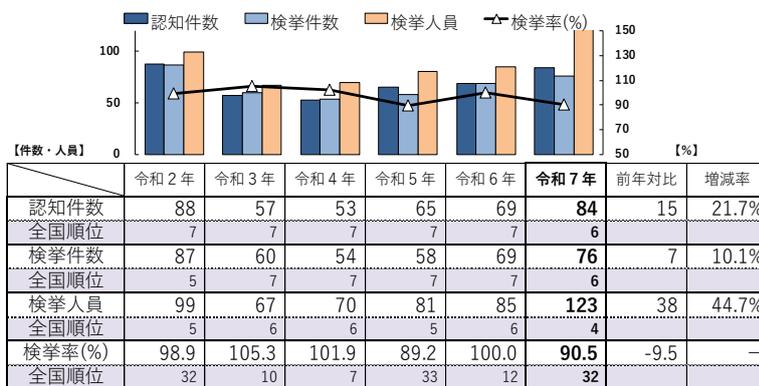
令和7年8月22日 逮捕

(3) 強盗

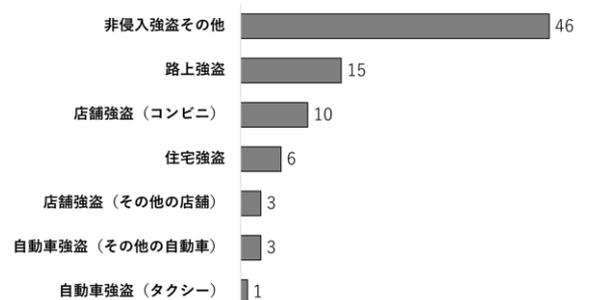
ア 情勢

県下の強盗の認知件数は減少傾向にあったが、令和5年に増加に転じ、令和7年は84件（前年対比+15件）となり、全国で6番目に多い。

【強盗認知・検挙状況推移（過去5年）】



犯行形態別認知件数 (令和7年)



イ 検挙事例

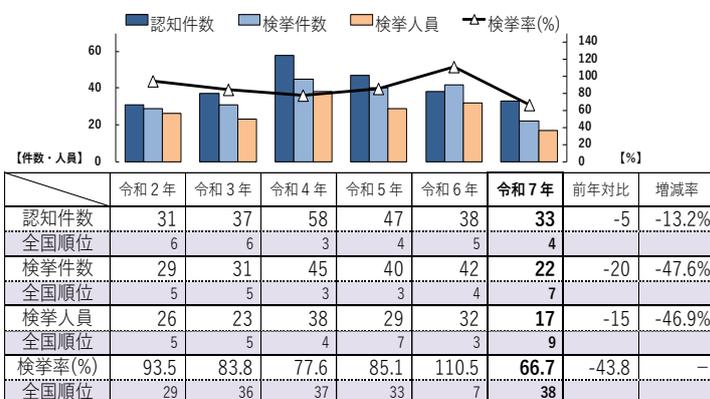
尼崎市における強盗事件

令和7年8月20日 逮捕

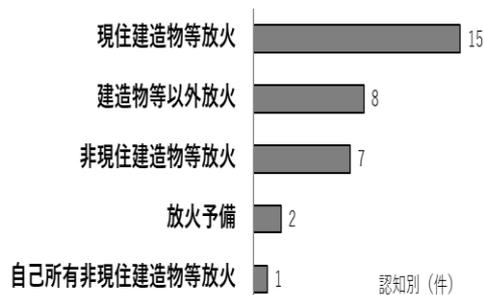
(4) 放火 ア 情勢

県下の放火の認知件数は、令和5年に減少に転じているが、令和7年は、33件（前年対比-5件）となり、全国で4番目に多い。

【放火認知・検挙状況推移（過去5年）】



罪種別認知件数（令和7年）



イ 検挙事例

- 神戸市長田区における非現住建造物等放火事件
令和7年9月1日 逮捕
- 神戸市西区における非現住建造物等放火事件
令和7年12月1日 逮捕

(5) 性犯罪

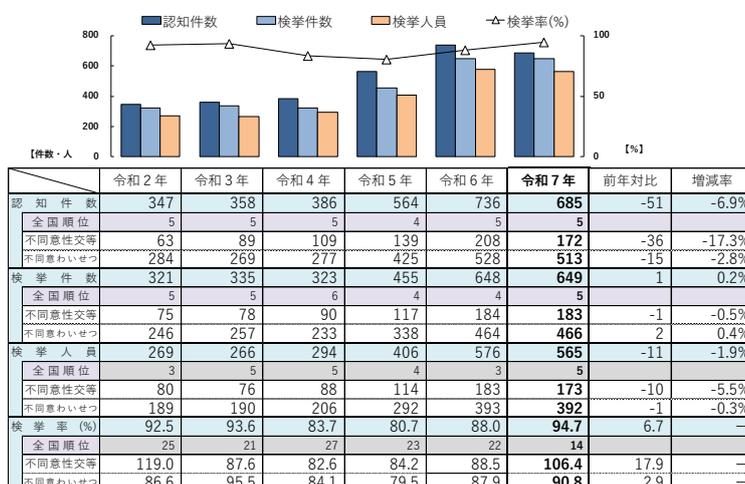
本資料においては、不同意性交等及び不同意わいせつを合わせた罪を性犯罪と定義する。

ア 情勢

県下の性犯罪の認知件数は300件から400件台で推移していたが、令和5年から増加し、令和7年は685件（前年対比-51件）となり、全国で5番目に多い。

令和5年以降に増加した要因としては、令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、それまで適用する上で要件とされていた「暴行」又は「脅迫」を用いることを必ずしも必要とせず被害者が同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態に乗じて及ぶわいせつな行為について処罰されることとなったことなどが考えられる。

【性犯罪認知・検挙状況推移（過去5年）】



イ 被害者の年齢等

被害者の年齢は、20歳未満の割合が最も多く約47%を占めている。

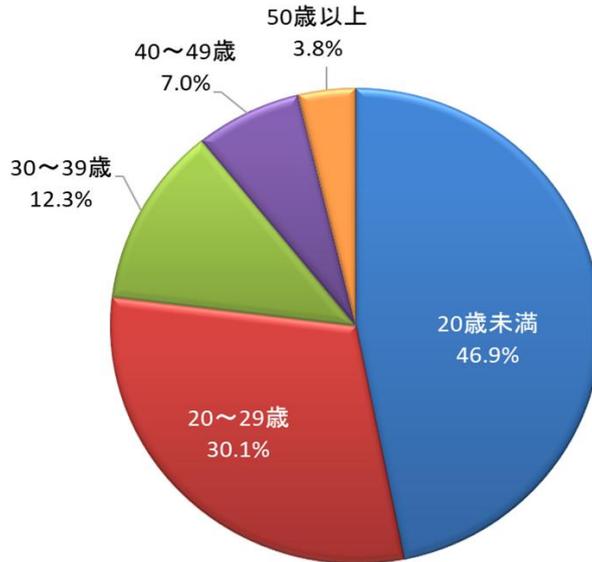
また、被害者が女性の割合は、

不同意性交等 94.8%

不同意わいせつ 96.3%

であった。

【被害者の年齢別割合（令和7年）】



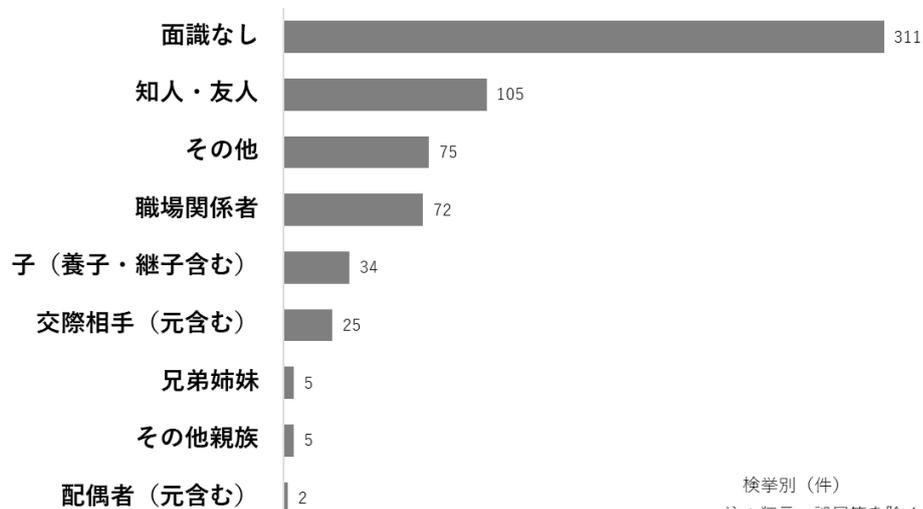
	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
性 犯 罪	321	206	84	48	26	685
不同意性交等	86(6)	48(3)	23(0)	8(0)	7(0)	172(9)
不同意わいせつ	235(15)	158(0)	61(1)	40(2)	19(1)	513(19)

() はうち男性の人数を示す。

ウ 被疑者と被害者の関係

被害者との関係を被疑者の立場から見ると、面識なしの割合が最も多くなっている。

被疑者と被害者の関係（令和7年）



検挙別（件）

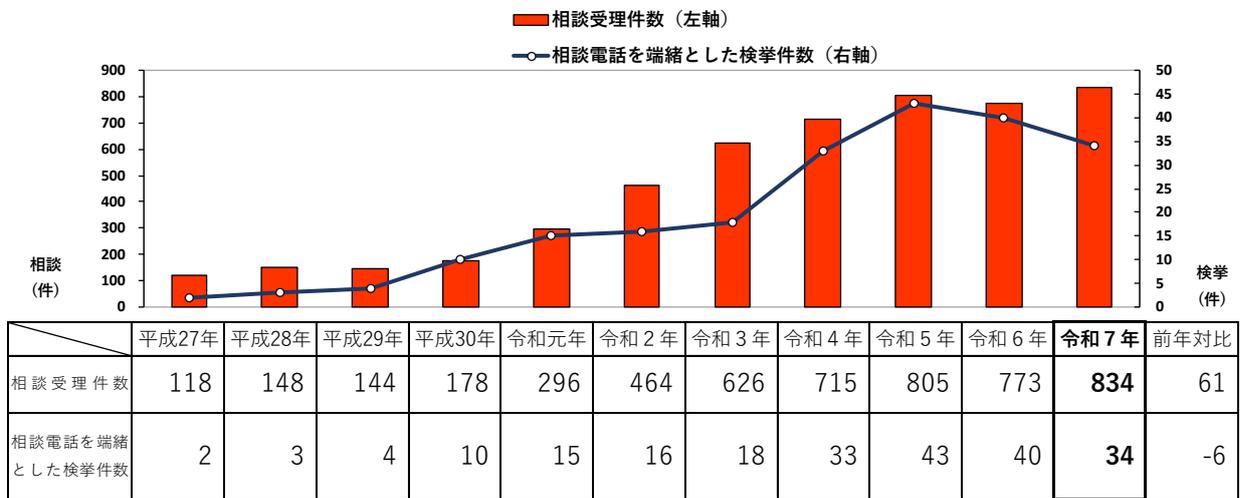
注：狂言、誤届等を除く

エ 被害者支援

性犯罪に遭った被害者の精神的負担軽減、被害の潜在化防止のため相談しやすい環境づくりを推進している。

- 県下の警察官約1,250名（うち女性警察官約820名）を性犯罪指定捜査員に指定
 - 平成30年4月2日から24時間体制で相談の受付を開始
 - 平成31年4月1日から性犯罪被害110番をフリーダイヤル化
- 全国的には平成29年に全国統一ダイヤルとして「#8103（ハートさん）」が導入され、令和元年6月にフリーダイヤル化されており、同ダイヤルに架電すれば、県警の性犯罪被害110番につながる仕組みとなっている。

【性犯罪被害110番受理状況等推移】



【性犯罪被害110番】



【性犯罪被害相談電話】

「ハートさん」



【犯罪被害者等支援シンボルマーク】

「ギュっとちゃん」

(6) 略取誘拐

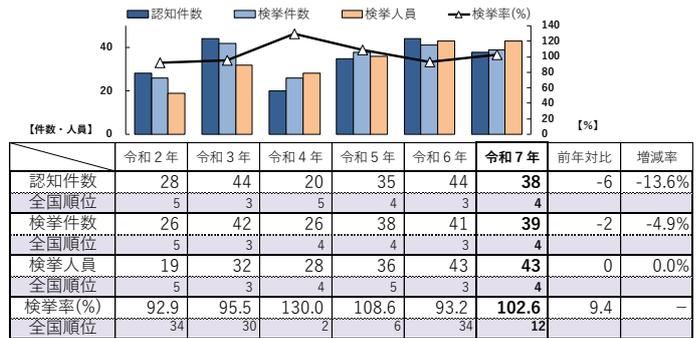
ア 情勢

県下の略取誘拐の認知件数は増減を繰り返し、令和7年中は38件（前年対比－6件）となり、全国で4番目に多い。

認知件数、検挙件数は減少しているものの、検挙率は102.6%となり、認知件数を上回っている。

略取誘拐の手口としては、SNS等を利用して未成年者を自宅やホテルに誘い出したりする未成年者誘拐がある。

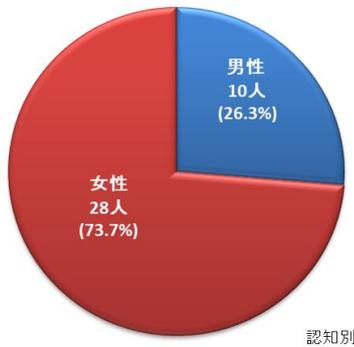
【略取誘拐認知・検挙状況推移（過去5年）】



イ 被害者の性別等

略取誘拐の被害者を見ると、男性が26.3%、女性が73.7%であった。年齢別に見ると、約90%が未成年者である。

被害者の性別割合（令和7年）



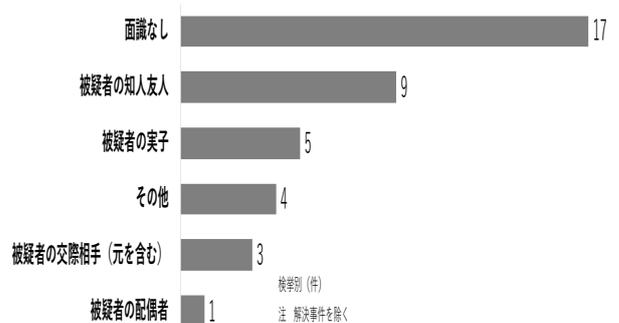
被害者の年齢別割合（令和7年）



ウ 被疑者と被害者の関係

被害者との関係を被疑者の立場から見ると、面識なしの割合が最も多くなっている。

被疑者と被害者の関係（令和7年）



エ 検挙事例

三木市における未成年者誘拐事件
令和7年10月2日 逮捕

第2 検挙対策等

1 捜査力の強化

(1) 機動的な捜査活動

ア 機動捜査隊

迅速的確な初動捜査を行い、被疑者を早期に検挙するとともに、現場周辺における被疑者の追跡、聞き込み、遺留品捜査等を推進している。



【機動捜査隊員による初動捜査活動状況】



【被疑者を制圧逮捕する状況（訓練）】

イ 検挙事例

神戸市灘区における強盗、逮捕監禁等事件

令和7年4月30日 逮捕

(2) 重大事件に発展させないための捜査の徹底

ア 逮捕すべきは逮捕

刑事部では、特に人の命に関わる事案については、認知の段階から対処に至るまで確実に関与して危険性・切迫性を慎重に判断した上で、被害者の安全確保のために最も効果的な措置を執ることや、一見して命の危険性が見えなくとも事態が急展開して重大事案に発展させないように捜査を尽くすことを基本方針としている。

例えば、男女間のもめごとにおける暴行、傷害や近隣同士によるトラブルなど、将来重大事件へ発展する可能性のある事件は、認知の時点から徹底した初動捜査を行い、逮捕すべき事件は迅速的確に逮捕している。

イ 検挙事例

神戸市灘区における邸宅侵入事件

令和7年11月9日 逮捕

(3) 現場鑑識活動の強化

ア 機動的な鑑識活動

事件発生後、直ちに現場臨場して指掌紋、足跡、DNA等の客観証拠の収集を徹底している。



【DNAの採取状況】



【特殊光線を用いたDNAの検出状況】

イ 警察犬

県警察においては、直轄警察犬 10 頭と、嘱託警察犬 26 頭を運用しており、兵庫県警察直轄警察犬訓練所（神戸市須磨区）を拠点として、捜索訓練、服従訓練などを実施している。

令和 7 年中の警察犬の出動件数は 543 件（前年対比－108 件）であり、犯罪捜査のほか、行方不明者の捜索などに出動している。



【捜索訓練】



【服従訓練】

ウ 検挙事例

- 西宮市における不同意わいせつ致傷事件（現場鑑識）
令和 7 年 9 月 8 日 逮捕
- 三田市における窃盗事件（警察犬）
令和 7 年 8 月 13 日 逮捕

(4) 未解決重要事件に対する捜査の強化

ア 事件を風化させない取組

- 警察施設（警察署、交番、駐在所）でのポスター、チラシ掲示
- 県警ホームページ「事件捜査にご協力を！」への事件概要及び情報提供の呼び掛け
- 事件の発生日を捉えたチラシの配布等により情報提供の呼び掛けを実施している。



【神戸市須磨区横尾における殺人事件】



【県警ホームページ掲載状況】

イ 継続捜査の強化

継続的な情報収集活動や最新の鑑定技術を活用した捜査を継続している。

ウ 事件検挙

神戸市中央区における殺人事件

令和7年10月26日 逮捕

2 科学技術の活用

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定は、刑事部科学捜査研究所で実施しており、重要犯罪等の様々な事件の捜査において、犯人の割り出しや余罪事件の確認等に活用している。

(2) 情報分析

警察共通基盤を活用した総合的な分析、統計データや心理学的手法等を用いたプロファイリング等、情報分析の高度化を推進している。

(3) 防犯カメラの活用

ア 社会情勢の変化

地域住民の防犯意識の向上により防犯カメラ設置件数が増加しており、重要事件等発生時は、防犯カメラ画像が被疑者の特定や犯罪の立証に有用かつ重要となっている。



【防犯カメラの回収状況】



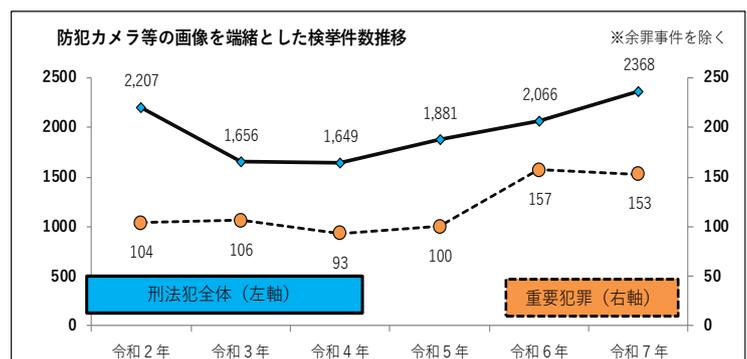
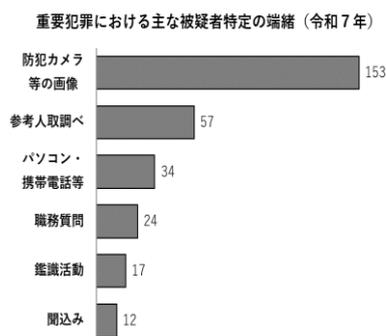
【画像精査】

イ 捜査体制の構築

刑事部刑事企画課に設置された機動支援係は、重要事件を始めとする各種犯罪捜査において防犯カメラ等の画像を迅速に収集・分析し、効率的な捜査を推進している。

ウ 令和7年中の検挙状況

重要犯罪における被疑者特定の端緒では、防犯カメラ等の画像が最も多くなっている。



エ 検挙事例

- 尼崎市における逮捕監禁等事件（DNA型鑑定）
令和7年9月24日 逮捕
- 伊丹市における強盗・銃刀法違反事件（防犯カメラ捜査）
令和7年8月22日 逮捕

オ 課題

各自治体等が主体となり防犯カメラの設置に取り組んでいるが、更なる防犯カメラ増設の促進を図っていく。

(4) 先端技術の活用

県警察においては、最新のAI技術を活用した捜査の高度化、効率化に向けた取組を推進している。

ア 映像解析システム

長時間に及ぶ防犯カメラ映像から、AIが人や車両などの必要な画像を自動で判別して抽出し、短時間の動画として再生することができる。

これにより膨大な時間が掛かっていた防犯カメラ映像の解析時間を大幅に短縮することができる。



イ 画像鮮明化システム

人物や車両について高度な鮮明化処理を迅速に行い、現状では判読困難・不可能であった車両のナンバープレートの文字をAIにより判読し、4桁数字だけでなく、地名、ひらがな文字を推定することができる。



「4桁数字」だけでなく、「地名」
や「ひらがな文字」も解析可能



拡大鮮明化処理

ウ 検挙事例（画像鮮明化システム活用）

- 小野市における窃盗事件
令和7年5月29日 逮捕

第3 刑事捜査員の育成

1 刑事専務員任用制度

刑事専務員として任用するために、任用を希望する者に対して選考を行い、任用候補者として登録している。

2 捜査員の育成、教養

県警察では、捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教養、実践的訓練のほか、ベテラン捜査員による専門的技能の伝承を推進している。

【技能指導官等による伝承教養】

卓越した知識・技能を有する捜査員を「警察庁指定広域技能指導官」及び「技能指導官（警察本部長指定）」に、技能指導官に準じる程度の専門的技能等を有する捜査員を「刑事伝承官（刑事部長指定）」に指定し、そのノウハウを組織的に活用するため伝承教養を行い、捜査技能の伝承に努めている。



【専科教養状況】



【指掌紋採取要領の教養状況】

【指定状況】

令和7年12月末現在

名 称	指 定 状 況
警 察 庁 指 定 広 域 技 能 指 導 官	刑事部（組対局含む）で3名を指定
技 能 指 導 官	刑事部（組対局含む）で10名を指定 （3名は広域技能指導官と併任）
刑 事 伝 承 官	刑事部（組対局含む）で45名を指定